

～小・中学校 「道徳」編～

| | 小 学 校 | 中 学 校 |
|-----------------|--|--|
| 要 点 | 【21年度から先行実施】 ・学校における道徳教育が、「道徳の時間を要として学校教育活動全体を通じて行うもの」であることを明確化 ・発達の段階に応じて指導の重点を明確化 ・各教科等で、それぞれの特質に応じて道徳の内容を適切に指導することを明確化。 ・「道徳教育推進教師(道徳教育の推進を主に担当する教師)を位置づけ、学校として一体的な推進体制をつくり、全教師が協力して道徳教育を展開することを明確化。 ・先人の生き方、自然、伝統と文化、スポーツなど、児童生徒が感動を覚える魅力的な教材の活用。 ・道徳性の育成に資する体験活動を推進。 ・21年度から、学校が、主な指導の「内容及び時期」を含めた、全体計画を作成すること。 | |
| 目 標 | 【第1章 総則の第1「教育課程編成の一般方針」】 従来の目標に以下の文言を加える。 ・「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し」、「公共の精神を尊び」、「他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し」 【第3章 道徳の第1「目標」】 ・道徳教育の目標は、現行どおり。 ・(小)道徳の時間の目標に関して、「道徳的価値の自覚を深め」に、「自己の生き方についての考え」を加え、「道徳的価値の自覚及び自己の生き方についての考えを深め」としている。 ・(中)道徳の時間の目標に関して、「人間としての生き方についての自覚」の前に、「それに基づいた」を加え、「道徳的価値及びそれに基づいた人間としての生き方についての自覚を深め」としている。 | |
| 指 導 内 容 の 重 点 化 | 内容の取扱いの1の(3) 各学年共通:自立心や自律性、自他の生命を尊重する心を育てることに配慮すると共に、児童の発達の段階や特性等を踏まえ、指導内容の重点化を図ること。 低学年:あいさつなど基本的な生活習慣、社会生活上のきまりを身に付け、善悪を判断し、人間としてはならないことをしないこと。 中学年:集団や社会のきまりを守り、身近な人々と協力し助け合う態度を身に付けること。 高学年:法やきまりの意義を理解すること、相手の立場を理解し支え合う態度を身に付けること、集団における役割と責任を果たすこと、国家・社会の一員としての自覚をもつことなどに配慮し、児童や学校の実態に応じた指導を行うように工夫すること。 | 内容の取扱いの1の(3) 自他の生命を尊重し、規律ある生活ができ、自分の将来を考え、法やきまりの意義の理解を深め、主体的に社会の形成に参画し、国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けるようにすることなどに配慮し、生徒や学校の実態に応じた指導を行うように工夫すること。 |
| 体験活動 | 集団宿泊活動、ボランティア活動、自然体験活動など | 職場体験活動、ボランティア活動、自然体験活動など |
| 言語力の育成・活用 | 自分の考えを基に、書いたり議論したりするなどの表現する機会を充実し、自分の考えを深め、成長を実感できるよう工夫すること。 | |

<参考 小・中学校 道徳「内容」の変更等>

| | | |
|-------|--|---|
| 小 学 校 | 1 | ・追加:4の(2)「働くことのよさを感じて、みんなのために働く」を追加。...身近な集団の役に立つため働く...社会参画への意識 ・入替え : 生命を大切にすることに内容に関する内容を3の(2)から3の(1)に、現行の3の(1)の自然愛や 動植物に対する優しさに関する内容を3の(2)に ... (中・高学年段階、中学校でも同様) |
| | 2 | 4の(1)「約束やきまりを守り、みんなが使うものを大切にすること」(集団のルールを守ることを強調) ・表現の変更 : 「幼いや高齢者など身近にいる人」...幼いや高齢者だけでなく、身近な多様な人々に意識を広げられるように |
| | 3 | ・追加:1の(5)「自分の特徴に気付き、よい所を伸ばす」 ・削除と追加:現行の1の(2)「よく考えて行動し、過ちは素直に改める」を削除、1の(1)基本的な生活習慣に関する内容中に「よく考えて行動し」を追加、1の(4)の正直さや明るい心に関する内容を「過ちは素直に改め」と追加 |
| | 4 | ・表現の変更:1の(3)現行「正しいと思うこと」を「正しいと判断したこと」に、4の(2)「進んで働く」を「進んでみんなのために働く」と改める。 |
| | 5 | ・内容項目の追加はない。 ・文言の追加等:1の(1)の内容に「生活習慣の大切さを知り」を追加、現行「生活を振り返り」を「自分の生活を見直し」と改める。 |
| | 6 | ・表現の変更等:1の(3)「規律ある行動をする」を「自律的で責任ある行動をする」に ・入れ替え:新4の(1)を「公德心をもって法やきまりを守り、自他の権利を大切にしながら進んで義務を果たす」。現行の4の(1)を4の(3)に、「身近な集団に進んで参加し、自分の役割を自覚し、協力して主体的に責任を果たす」とした。(4の(4)の働くことの意義や公共のために尽くすなどと関連させて、社会参画への意欲や態度に関する内容項目としての理解がしやすいようにしている。) |
| 中 学 校 | ・表現の変更等:2の(5)「謙虚に他に学ぶ広い心をもつ」を「寛容の心をもち謙虚に他に学ぶ」とした。 ・追加:2の(2)「温かい人間愛の精神を深め、他の人々に対し感謝と思いやりの心をもつ」から「感謝」を取り出し、2の(6)「多くの人々の善意や支えにより、日々の生活や現在の自分があることに感謝し、それにこたえる」と2つの内容項目に分ける(全体の項目数が24に) ・入れ替え:3の(2)「生命の尊さを理解し…」を3の(1)に、3の(1)の「自然を愛護し、美しいものに感動する…」を3の(2)に入替え 4の(2)「法やきまりの…」を4の(1)に、4の(3)「公德心及び社会連帯の自覚を…」を4の(2)、4の(4)「正義を重んじ…」を4の(3)に入替え。4の(1)「自己が属する様々な集団の意義についての理解を…」を4の(4)にした。 | |

